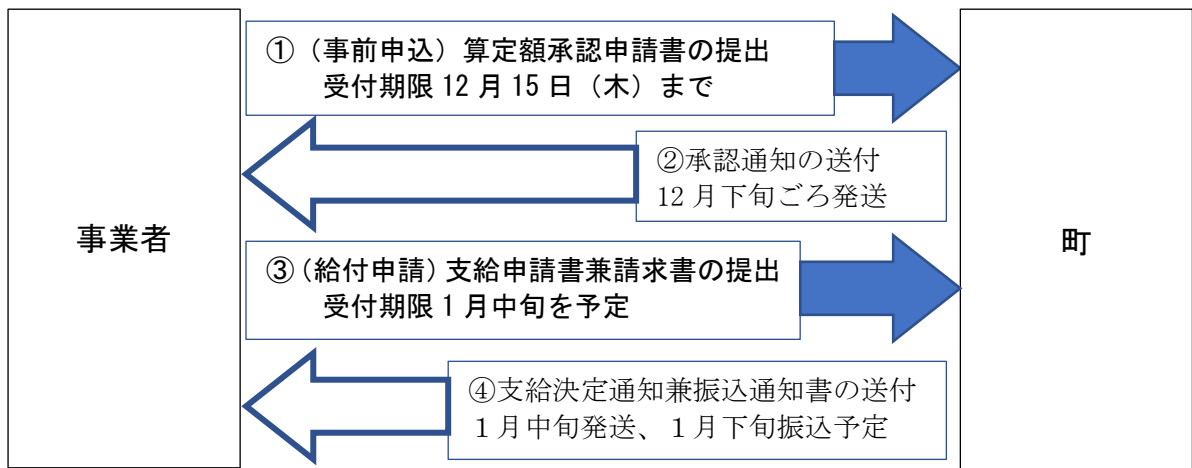


上市町エネルギー価格高騰事業者支援給付金 Q&A

Q1 給付金の手続きの流れはどのようになりますか。

A1 次の流れで手続きを行うこととなります。なお、①、③が事業者の手続きとなります。(②、④は町からの通知となります。)



Q2 給付金は課税されますか。

A2 給付金は一般的に法人税、所得税等の課税対象として取り扱われます。

Q3 押印は必要ですか。

A3 「上市町エネルギー価格高騰事業者支援給付金算定額承認申請書(様式第1号)」には押印は必要ありませんが、本書における誓約書には「代表者の署名」又は「押印」が必要となります。また、「上市町エネルギー価格高騰事業者支援給付金支給申請書兼請求書(様式第5号)」には、請求印として押印が必要となります。

Q4 書類に不備がある場合、どのように手続きを行いますか。

A4 町で書類を審査する際に、添付書類が不足するなど書類の不備がある場合、電話又はe-mailにて連絡をいたしますので、速やかにご対応をお願いいたします。

なお、町から連絡した期限内に訂正が無い場合は、申込を取り下げたこととなりますのでご注意ください。

Q5 販売用の燃油等は対象になりますか。

A5 事業に使用する燃油等となりますので、販売用の燃油等は対象となりません。

【12月5日追加】

Q5-1 賃貸のテナントの電気代は対象になりますか。

A5-1 借りているテナントの電気代などについては他のテナントと区分可能な場合は、対象となります。

なお、貸し出しているテナントに係る電気代などについては一括して料金を支払っている場合、申請することはできますが、この場合、借りている事業者からの申請と重複しない様にしてください。

また、アパートの電気代などについて、居住者から使用料を徴収している場合は販売と同様と考えられるため対象となりません。(個人からの徴収分を差し引いた上で要件を満たす場合は申請可能です)

Q6 上市町内に複数の工場を有する会社は、1事業所又は複数事業所となりますか。

A6 会社単位で対象としますので、町内に複数の事業所を有する場合でも1事業所として申してください。この場合、使用状況も上市町内の使用料金を合算して計上してください。

Q7 役員だけの会社で、従業員のいない会社も対象となりますか。

A7 人的及び物的な事業所を有する会社を対象としていますので、町内に事業所を有し、役員であっても従業員と兼務する者が町内で常時業務を行っている場合は対象となります。

Q8 本社は上市町内にありますが、工場は町外にある場合は対象となりますか。

A8 本社分の燃油等が対象となります。なお、この場合、上市町内における費用について区分して計上してください。

Q9 個人事業主で営業等、農業の複数の収入がある場合は1事業又は複数事業となりますか。

A9 営業等及び農業の燃油等の料金を合算して計上する場合は、1事業所として申してください。なお、営業等のみで計上することもできます。

Q10 個人事業主で移動販売をしており、店舗を有していない場合は対象となりますか。

A10 車両などの登録を上市町内の住所で行っており、上市町内において定期的に出店している事業者は対象となります。

Q11 支給額の上限は必ず1か月分あたり100万円になりますか。また、その2か月分は支給されますか。

A11 できるだけ多くの事業者に給付を行う観点から、全体の申込額が予算額を超過した場合は、支給額を調整しますので、1か月分の上限額100万円を下回るようになります。

Q12 すべての燃油等の費用について報告する必要がありますか。

A12 1か月平均額の差額が100万円を超えるものであれば、ガソリン、軽油、重油、灯油、混合油、電気、ガスいずれかで計上することも可能です。

例 電気料のみで1か月平均額の差額が100万円を超える場合、電気料のみを計上

例 ガソリンと軽油で1か月平均額の差額が100万円を超える場合、ガソリンと軽油を計上

Q13 4月から9月の料金はすべて計上する必要がありますか。

A13 対象とする料金については、原則として、4月から9月分のすべて計上してください。（新規開設の事業所を除く。）

Q14 令和3年10月以降に新たに事業所を開設した場合は対象となりますか。

A14 給付金の対象となりません。

なお、令和3年10月以前に事業所を開設した場合は、少なくとも9月分の1か月以上の燃油等の料金把握が必要となります。

また、この場合、令和4年の料金は、同じ月を対象に比較してください。

例 令和3年8月1日設立の場合 令和3年8月9月の2か月÷2

令和4年8月9月の2か月÷2

Q15 9月分として10月中に支払った料金は対象となりますか。

A15 対象となります。この場合、支払月を元に料金を計上することとなりますので、3月分として4月中に支払った料金を含めないようご注意ください。また、比較する令和3年の料金は、令和4年の料金の支払い月と同様になるよう計上してください。

Q16 3月21日～4月20日の期間に対する料金は対象となりますか。

A16 概ね4月分に相当しますので対象とすることができます。なお、以降5か月は同様の日数を基準に料金を計上してください。

Q17 燃油等の使用状況を証する書類はどのようなものですか。

A17 領収書、納品書、帳簿などの書類が想定されます。支払った料金が確認できる場合は通帳の写しなども考えられます。

なお、提出された書類以外についても、後日、町の調査を行う場合もありますので、給付金の支払い後、5年間は必ず原本となる書類を保管してください。

Q18 燃油等の費用のうち消費税額は含めて計上して良いですか。

A18 含めることができます。この場合、各年の料金は同様に計上してください。

- 例 ○ 令和4年分消費税含む、令和3年分消費税含む
× 令和4年分消費税含む、令和3年分消費税を除く

Q19 給付が不承認となるのはどのような場合ですか。

A19 給付金の要件を満たさない項目がある場合や、添付書類に不備があり町の指示する期限まで訂正がない場合など想定されます。なお、申込前に必ず要件チェックシートによる事前確認を行っていただき、添付書類に不備が無いようご申込ください。

Q20 「町が本給付金と別に実施するエネルギー価格高騰対策に係る事業による助成」とはどのような事業ですか。

A20 町が別に実施します公共交通機関やタクシー事業者向けの助成となります。

【11/28 追加】

Q21 増減率の計算は端数を切り捨てしますか。

Q21 増減率は小数点第2位未満を切り捨てて、10%以上となることが要件となります。

【例】9.9994%の場合9.99%で10%を下回るため対象外となります。

Q22 「1か月分の算定額」は千円未満切り捨てとなりますか。

Q22 様式第2号の4において算出する「1か月分の算定額」は千円未満切り捨てとなります。

【例】123,456円の場合123,000円